

(案)

平成 30 年度
事業計画書

一般社団法人 日本医療安全調査機構
(医療事故調査・支援センター)

平成 30 年度事業計画書(案)

一般社団法人日本医療安全調査機構（以下「当機構」という。）は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 19 の規定に基づき、同法第 6 条の 18 に掲げる医療事故調査・支援センターが行うこととされている調査等業務（以下「センター業務」という。）について、事業計画を次のとおり定める。

平成 30 年 4 月 1 日

一般社団法人 日本医療安全調査機構
代表理事 高久 史磨

1. 事業の概要

当機構が行うセンター業務の内容は、以下のとおりとする。ただし、(7)の業務を行う場合には、予めその内容について厚生労働省と協議するものとする。

なお、これらの業務の一部を医療法第 6 条の 11 第 2 項に規定される医療事故調査等支援団体（以下「支援団体」という。）に委託することがある。

- (1) 医療機関の院内事故調査の報告により収集した情報の整理及び分析を行うこと。
- (2) 院内事故調査の報告をした医療機関の管理者に対する情報の整理及び分析の結果報告を行うこと。
- (3) 医療機関の管理者が医療事故に該当するものとして医療事故調査・支援センターに報告した事例について、医療機関の管理者又は遺族から調査依頼があった場合の調査（以下「センター調査」という。）の実施及びその結果の報告を行うこと。
- (4) 医療事故調査に従事する者に対し、医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修を行うこと。
- (5) 医療事故調査の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。
- (6) 医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行うこと。
- (7) その他医療の安全の確保を図るために必要な業務を行うこと。

2. 事業実施に係る委員会等の運営

- (1) 医療事故調査・支援事業運営委員会（以下「事業運営委員会」という。）を開催し、センター業務の活動方針の検討及び活動内容の評価を行う。
- (2) 総合調査委員会を開催し、事例毎にセンター調査における調査方針の検討及びセンター調査結果の報告書案を審議する。また、本委員会において調査する事例毎に、「個別調査部会」を開催し、総合調査委員会に提出するために、当該事例に係るセンター調査結果の報告書案を作成する。
- (3) 再発防止委員会を開催し、再発防止策報告書案及び啓発普及に関する審議を行う。また、本委員会が定める検討課題毎に、「専門分析部会」を開催し、当該課題毎に医療機関の院内事故調査結果報告書等により収集した情報を整理・分析し、再発防止委員会に提出するための医療機関の体制・規模等に配慮した再発防止策報告書案を作成する。
- (4) これまでの事業運営の経過を踏まえ、より円滑な事業運営を行うため、新たな委員会等の設置の必要性を検討し、対応する。なお、設置にあたっては、事前に厚生労働省と協議する。

3. 相談業務の充実

医療事故調査の実施に関する医療機関からの相談について、円滑な相談業務が図られるよう、これまでの相談の経験を踏まえ、引き続き丁寧な対応に努める。

また、遺族等からの相談に対する対応の改善を図るため、遺族等から相談があった場合は、医療安全支援センターを紹介するほか、遺族等からの求めに応じて、相談内容等を医療機関の管理者に伝達する。

4. センター調査の実施

総合調査委員会等を開催し、センター調査の適正かつ確実な実施に努める。また、センター調査の円滑な実施を図るため、必要に応じ、センター調査実施要領等の見直しを行う。

5. 再発防止策の策定

再発防止策の検討を充実させるため、医療機関の管理者の同意を得て、必要に応じて、医療事故調査報告書の内容に関する確認・照会等を行うとともに、再発防止委員会等を開催して、医療事故調査の個々の事例報告を体系的に整理・

分析し、複数の事例分析から見えてきた知見などによる再発防止策を提言した報告書を策定する。

6. 再発防止に関する普及啓発

集積した情報に基づき、再発防止委員会等において検討し、策定した再発防止策等について、印刷物又は Web 上のシステム等によって情報提供し、普及啓発を行う。また、情報提供した再発防止策がどの程度医療機関に浸透し、活用されているか等について、調査を行う。

なお、調査を行うにあたっては、事前に厚生労働省と協議する。

7. 医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修の企画立案及び実施

医療事故調査に従事する者（医療機関職員、支援団体職員、機構職員等）に対し、前年度の実施状況や研修結果アンケートを踏まえ、下記の研修を実施する。

(1) 医療機関の職員向けの研修

科学性、論理性、専門性を伴った医療事故調査を行うための知識等を習得する研修

(2) 支援団体の職員向けの研修

専門的な支援に必要な知識等を学ぶ研修

(3) 機構の職員等向けの研修

センターの業務（制度の理解、相談窓口業務、医療機関への支援等）を円滑に遂行するための研修

(注) (1)及び(2)の研修を行うにあたっては、既存の他の団体等が行っている研修と重複がないよう留意するものとする。

(注) (1)及び(2)の事業については、支援団体等連絡協議会（中央協議会）と連携して実施し、支援団体へ業務委託する。なお、委託を行うにあたっては、事前に厚生労働省と協議する。

8. 医療事故調査制度の広報・周知

医療機関及び国民等を対象として、医療事故調査制度の概要、医療事故調査・支援センターの役割及び医療事故報告・相談方法等に係る広報・周知を、各種媒体により実施する。また、必要に応じ、医療機関や遺族に対して、制度の円

滑な運用を図るために必要な調査を行う。なお、調査を行うに当たっては、事前に厚生労働省と協議する。

9. 情報システムの検証等

- (1) 個人情報管理システムの検証・改善
- (2) 医療事故報告及び医療機関調査報告の受付用システムの検証・改善
- (3) 情報管理データベースの検証・改善

10. 医療事故調査等支援団体との連携及び支援団体等連絡協議会(中央協議会)への参画

支援団体と円滑な制度の運用に係る連携を図る。また、支援団体等連絡協議会(中央協議会)に参画し、医療事故調査制度の円滑な運用に資するため、必要な情報の提供等を行う

11. 患者安全の国際展開への関与

平成30年4月、東京において厚生労働省主催により「第3回閣僚級世界患者安全サミット」が開催されるが、このような患者安全に関する国際的な会議等の場を、日本における「医療事故調査制度」を世界に向け情報発信する機会ととらえ、事前に厚生労働省と協議のうえ、当該会議等への参加を含め必要な協力を行う。

12. 職員の体制整備

センター業務の遂行に際して必要な知識、技能の習得等人材育成に引き続き努めるとともに、必要な人材の確保にあたっては、センター業務の実施状況等を踏まえて、適宜、その考え方について厚生労働省と協議するものとする。

13. 備品及び設備等の整備

センター業務の遂行に必要とする備品及び設備等を整備する。

14. 法令等の遵守

業務の実施にあたっては、

- ・医療法等の関係法令

- ・「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行（医療事故調査制度）について」
（平成 27 年 5 月 8 日付医政発 0508 第 1 号厚生労働省医政局長通知）
 - ・「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」
（平成 28 年 6 月 24 日付医政発 0624 第 3 号厚生労働省医政局長通知）
 - ・「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について」
（平成 28 年 6 月 24 日付医政総発 0624 第 1 号厚生労働省医政局総務課長通知）
- を遵守するとともに、医療法第 6 条の 18 に規定されている業務規程及び収支予算書に基づくものとする。